2026年11月４日

各　　位

会　　社　　名　富士急行株式会社
代 表 者 名　代表取締役社長 堀内 光一郎
コード番号　9010（東証プライム市場）
問合せ先責任者　専務取締役 専務執行役員
社長室長 兼CLTV推進室担当
兼総務部担当 兼人事部担当
兼宣伝部担当 兼企画部担当
堀内　基光
Ｔ　Ｅ　Ｌ　(0555)22-7112

株式給付信託（BBT）に係る追加拠出に伴う自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下「本制度」といいます。）に係る追加拠出に伴い、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．処分の概要

（１）　処　　分　　期　　日	2026年11月27日（金）
（２）　処分する株式の種類および数	普通株式4,100株
（３）　処　　分　　価　　額	1株につき金2,631円
（４）　処　　分　　総　　額	10,787,100円
（５）　処　　分　　予　　定　　先	株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）

（注）処分予定先である株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）は、当社とみずほ信託銀行株式会社との間で当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者（再信託受託者を株式会社日本カストディ銀行）とする信託契約（以下「本信託契約」といいます。）を締結することによって設定されている信託口であります。なお、本自己株式処分は、本制度に基づいて当社の取締役（社外取締役を除きます。）への給付を行うために行われるものであり、当社に対する役務提供の対価として取締役に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一であります。

２．処分の目的および理由

当社は、2018年６月22日開催の定時株主総会の決議に基づき、本制度を導入しております（本制度の概要につきましては、2018年５月９日付「株式報酬制度の導入に関するお知らせ」および2018年８月１日付「株式報酬制度の導入に伴う第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照ください。）。

今般、当社は、本制度の継続に当たり、将来の給付に必要と見込まれる株式を本信託が取得するため、本信託に対する金銭の追加拠出（以下「追加信託」といいます。）を行うこと、ならびに本制度の運営に当たって当社株式の保有および処分を行うため、本信託の信託受託者から再信託を受けた再信託受託者である株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）に対し、自己株式を処分すること（本自己株式処分）を決定いたしました。

処分数量については、「役員株式給付規程」に基づき信託期間中に対象役員に給付すると見込まれる株式数に相当するもの（2024年３月末日で終了した事業年度から2028年３月末日で終了する事業年度までの５事業年度分）であり、2026年３月31日現在の発行済株式総数54,884,738株に対し0.01％（2026年３月31日現在の総議決権個数529,836個に対する割合0.01％（いずれも小数点第３位を四捨五入））と

なりますところ、2018年５月９日付「株式報酬制度の導入に関するお知らせ」に記載の本制度の目的に照らして、希薄化の規模は合理的であると判断しております。

※追加信託の概要

追加信託日	2026年11月27日
追加信託金額	10,787,100円
取得する株式の種類	当社普通株式
取得株式数	4,100株
株式の取得日	2026年11月27日
株式取得方法	当社の自己株式処分（本自己株式処分）を引き受ける方法により取得

３．処分価額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値2,631円といたしました。

取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的と判断したためです

以　上